

避難所におけるペット等 受け入れガイドライン

真 鶴 町
令和5年6月

目 次

はじめに.....	1
1 避難所生活におけるペットの存在とは.....	2
2 平時の備え	3
(1) 迷子札	3
(2) 日ごろからの備蓄	3
(3) 健康管理	4
(4) ペットの受け入れ先の検討	4
(5) その他	4
3 災害時のペットの受け入れ・管理.....	5
(1) 避難所での受け入れの流れ	5
(2) ペット受け入れ条件	6
(3) ペット受付け・身元表示.....	7
(4) 飼育場所の設置	7
(5) 飼育管理のルール作り.....	9
(6) 情報の掲示	9
(7) 活動用資材	10
(8) 死亡した避難動物.....	10
4 動物救護活動	11
(1) 神奈川県災害時動物救護活動.....	11
(2) 獣医師会との協定.....	11
連絡先一覧表	12
小田原獣医師会会員名簿	13

【添付資料】

(様式1) ペット情報台帳

(様式2) ペット飼い主一覧表

(様式3) 個別記入票

(様式4) 飼育ルール作成シート

(様式5) ペット飼育管理当番表

(様式6) ペットの失踪・保護・死亡情報票

(避難所啓発用チラシ) 飼い主の方へ

真鶴町地域防災計画（抜粋）

第2部 災害応急対策計画

第4章 避難計画

第2節 避難所の開設と運営

第3 避難所の設備整備

1. 居住スペースの確保

避難所職員（教育部避難所班等）は、施設管理者と協力して避難所のスペースを確保し、り災者のプライバシー及び安全の確保に努める。また、避難生活が長期化する場合、関係担当班と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

町は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。

また、要配慮者や妊産婦、母子のための専用スペースの確保に努めるとともに、巡回警備等により、避難者の安全性の確保措置に努める。

さらに、ペットの同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努める。

第2部 災害応急対策計画

第10章 被災地の応急対策計画

第2節 応急仮設住宅の建設等

3. 管理及び処分

（2）運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

はじめに

本ガイドラインの位置づけ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、多くの方が避難生活を余儀なくされました。ペットについても、飼い主とはぐれ、放浪し、野生化したペットが住民へ危害をもたらしたり、不妊去勢処置がなされないまま放浪した犬や猫が繁殖するなど、様々な問題が起きました。また、飼い主とペットがともに避難所へ避難した場合でも、ペットの収容場所や、動物が苦手な方への配慮など、ペットの取り扱いについて、多くの問題が発生しました。

ペットの受け入れは、災害の種類、被災状況、時間経過等によりその条件が変わります。また、受け入れ期間が、一時的なものか長期的なものか、避難所ごとの避難者の状態により、受け入れの状況が異なることが想定されます。このような状況下において、ペットが避難所と離れた自宅の敷地など安全な場所での飼育が不可能な場合、ペットを同行して避難する町民が想定されることから、平時の備えや災害時の管理体制について準備しておく必要があります。

本ガイドラインは、基本的に飼育は自己責任ですが、避難者とペットのお互いのストレスができるだけ、少なくなるような避難所生活に繋がることを目指して作成しました。

同行避難とは・・・

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。



1 避難所生活におけるペットの存在とは

避難所生活は、普段の生活環境と異なり、避難者は様々なストレスを感じる事が想定されます。ペットが、癒しの存在となるか、ペットの存在そのものが不満の対象となるかは、避難所の管理運営方法が大きく影響を与えることになります。

<ペット受け入れのプラス面>

- ・動物の存在が災害という強いストレスを緩和し情緒が安定する。
- ・動物を介して見知らぬ人とのコミュニケーションが取れる。
- ・動物の世話をすることで日常のリズムを取り戻す。

<ペット受け入れのマイナス面>

- ・ふん尿などの悪臭
- ・無駄ぼえなどによる騒音
- ・毛の飛散などによるアレルギーの問題
- ・動物から人に感染する病気の問題



2 平時の備え

避難所におけるペットの飼育管理は、飼い主の責任で行っていただきます。避難所でペットを収容するためのケージやリードなどの資材は、飼い主自身が用意をします。いざという時にスムーズにケージに入れられるよう、また、飼い主と離れた場所での生活、決められた場所での排泄行動などを日ごろから慣らしておくとともに、次の備えをしてください。

(1) 迷子札

災害時の混乱の中で、万が一ペットとはぐれてしまった時に、飼い主がわかるようにペットには首輪を装着し、迷子札（ペットの名前、飼い主の連絡先など）を必ず付けておいてください。

また、生後 91 日以上を経過した犬については、原則、町や動物病院での犬の登録と狂犬病予防接種が済んでいて、首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票が装着してあることを避難所への受け入れの条件としますので、注意してください。（詳しくは P 6 へ）

犬の登録、注射済票発行の手続きが済んでいない方、紛失してしまった方は、真鶴町役場畜犬担当の窓口で手続きをしてください。

(2) 日ごろからの備蓄

ペットフードなどの救援物資は、発災後いつ届くかわかりません。事前に準備しておいてください。（発災後の資材活用については P 10 へ）

＜非常時持出品一例＞

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ ペットフード | ☐ 常用薬 |
| ☐ 飲料水 | ☐ 首輪（犬の場合は、鑑札、狂犬病予防注射済票装着） |
| ☐ 食器 | ☐ 飼い主とペットの写真 |
| ☐ ケージ、リード | ☐ ペットシート等トイレ用品 |
| ☐ 毛布など（ケージ被覆用） | ☐ 愛犬手帳（犬の場合） など |

＜あると便利なもの＞

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ☐ キャリーバッグ | ☐ テントなど（室外飼育用） |
| ☐ 洋服（毛の飛散対策） | ☐ 靴（ガラスなどの対策） |
| ☐ 使い慣れたおもちゃ など | |

(3) 健康管理

災害時には、避難所で多くの動物と接触することが想定されますので、日ごろから各種ワクチンの接種やノミなどの外部寄生虫、回虫などの内部寄生虫の駆除を行ってください。狂犬病予防注射やその他の各種ワクチンを接種していない動物は、できるだけ速やかに接種するよう努めましょう。また、望まない妊娠を防ぐため、不妊去勢手術をしておくことも大切です。

(4) ペットの受け入れ先の検討

人や他の避難動物に危害を加える恐れのある闘犬、大型動物、危険動物、特別な管理が必要な動物は、避難所での受け入れはできませんので、事前にペットの受け入れ先（親戚や友人、ペットホテル等）を探しておくようにしましょう。

また、受け入れ可能の動物についても、避難所生活が長引かないよう、動物の受け入れ先を検討しておくなど、動物の精神的負担の軽減を考えましょう。

(5) その他

狂犬病とは・・・

狂犬病ウィルスを原因とする感染症で、主に犬からの咬傷により感染します。すべての哺乳類が感染するとされており、ウィルスに感染した動物は長い潜伏期間（人間で通常1～3か月）の後に神経症状を発症し、死亡します。発症すると有効な治療法はありません。世界のほとんどの地域で今なお発生しており、世界中で多くの方が狂犬病で亡くなっています。

日本では、狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主には、犬の登録と1年に1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

マイクロチップとは・・・

マイクロチップとは、犬や猫など動物の個体識別（身元確認）をするためのものです。チップに世界でただ1つの個体識別番号（ID番号）が記録されており、その番号から動物の所有者が分かります。注入後のチップも耐久性は30年と言われており、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類など、ほとんどの動物に使用することができます。災害時や迷子、盗難の際に発見された動物の身元がすぐに確認できます。

3 災害時のペットの受け入れ・管理

(1) 避難所での受け入れの流れ



避難所におけるペットのための「自主管理組織」とは・・・

日々のペットの世話は、飼い主の自主管理となりますが、飼育場所の管理・清掃・ルール作り等は自主管理組織で行います。

自主管理組織とは、避難所にペットと同行避難した飼い主たちからなる組織です。避難所内の飼育場所でペットを飼育していない場合（例：車中生活等）でも自主管理組織の一員となり、協力して活動していただきます。

自主管理組織内では、リーダーを決め、ルールを作り、避難所責任者と連携をとっていきます。主に、飼育場所の床、ゴミ箱等の清掃、消毒、トラブル等の解決、ペット用救援物資の仕分け、配布、飼い主への避難所啓発用チラシの配布、一緒に活動できる方を集めたりします。

また、飼い主不明動物の飼育管理も避難所に連れてきた方と自主管理組織が協力して行います。

自主管理組織は、必要に応じて町に収容ペット数、苦情、トラブル等の報告をします。飼育場所の管理、清掃は自主管理組織で当番表等を作成し行いましょう。そして、円滑な組織運営が行えるよう、飼い主全員で協力しましょう。

（２）ペットの受け入れ条件

町では、避難所（車中生活を除く。）にペットを受け入れる際は、他の避難者とのトラブルを避けるため、原則条件を定めます。原則条件を満たさないペットが避難所に来た際には、受け入れができませんのでご注意ください。

また、この他の条件については、各避難所の責任者、避難者と避難したペットの飼い主を交えて話し合いの場を設け、みんなが生活しやすい条件や、ペットの受け入れ方法を決めます。災害の種類や大きさ、避難所の状況等を踏まえて、随時ルールを決め、トラブルを避けるようにしましょう。

【受け入れの原則条件】

避難所で受け入れる動物は、愛護動物のうち犬・猫・小動物で、飼い主の責任において飼育できるものとし、以下の条件を付します。

- 1 室内飼育の場合は、ケージを持参し、ケージで生活ができること。また、室外飼育の場合は首輪にリード（伸びないタイプ）をつけ係留で生活ができること。
- 2 ペット用の餌、水、トイレ用品などの生活用品を用意できること。

<犬について>

生後 91 日以上を経過した犬については、原則、犬の登録と狂犬病予防接種が済んでいて、首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票が装着してあることが、避難所への受け入れの条件となります。なお、未登録の場合は避難所へ避難する際に登録手続きを行い、未接種の犬（疾病（猶予）などの特別な事情の場合を除く）や闘犬などは、人や他の動物への影響等を考慮し受け入れはできません。

<飼い主不明動物について>

飼い主が不明な動物については、原則、避難所に連れてきた方と自主管理組織が協力し、飼育しましょう。一時的に避難所で受け入れた動物は、神奈川県動物愛護センターの引き取り業務が可能になった段階で、引き渡すことになります。

<所有権放棄動物について>

飼い主が、同行避難した後の飼育が困難となり、飼育を放棄したい旨を町へ申し出た場合は、神奈川県動物愛護センターに引き渡すことになります。なお、引き渡しまでの期間は、飼い主が飼育してください。

<爬虫類・両生類・エキゾチックアニマルについて>

他人に危害を加える恐れのある大型動物や危険動物等、特別な管理が必要な動物、飼育例の少ない動物などは避難所での受け入れはできません。

(3) ペット受付け・身元表示

ペットの受付時には、飼い主に「ペット情報台帳」(様式1)、「ペット飼い主一覧表」(様式2)、「個別記入票」(様式3)にそれぞれ情報を記入してもらいます。「個別記入票」はケージに貼るようにしましょう。ケージに入らないペットの場合はリードで屋外に係留し、「個別記入票」を近くに貼るようにしてください。なお、犬の場合、狂犬病予防法で鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着が義務付けられています。猫や小動物の場合は首輪をつけるなどし、合わせて迷子札(布などにペットの名前、飼い主の連絡先など記入する)を首輪に結びましょう。首輪の装着が難しい場合は、ケージに名札を付け、ケージから出さないようにしましょう。

(4) 飼育場所の設置

避難所の収容能力や避難者同士の話し合いで、飼育場所を決定します。避難してくる方の中には、ペットが苦手な方、アレルギーを持っている方もいますので、避難者の生活スペースと、ペットの飼育場所は分け、生活動線が交わらない場所にしましょう。なお、飼育する際は、原則ケージに入れて飼育しましょう。主な飼育場所として考えられるのは、空き部屋、廊下、屋外の屋根の下等です。また、ケージによる飼育が難しい場合は、支柱や柱等ペットに係留できる場所に必ずしましょう。

補助犬について・・・

障がいのある方が同伴する身体障がい者補助犬(盲導犬など)については、ペットとは捉えず、避難者と共に生活しますので、ご理解ください。

車内等でペットと生活する場合について・・・

避難所内に入れない、車内でペットと一緒にいたいなど様々な理由から、屋外や車内で生活される飼い主の方がいた場合、他のペット同様に受け付け、必要な情報を記入をすることになります。屋外でペットが生活する場合は、必ずリードを付け係留します。

夜間は、なるべくケージに入れた後、屋内に入れるようにしましょう。車内の場合は、ドアの開け閉め時にペットが外に出ないようにしましょう。夏場はペットも熱中症になりやすいので水分補給や温度管理、日陰で生活させるなど注意しましょう。

飼育場所を設置する時は、次の点を考慮して設置しましょう。

◎ペットの種類、大きさ、性質

スペースに余裕があれば、動物の種類や性質によって場所を分ける。

基本的にケージ内で飼育し、ケージは飼い主が各自で用意する。

屋外で飼育する際は、係留するとともに温度や天候を考慮する。

◎ペットの状況

感染症や寄生虫症（ノミ、ダニ等）にかかっている動物や、犬猫で発情しているメス（発情しているメスがいると、オスが興奮して暴れる、健康を害するなど他のペットの迷惑になります）などは、飼育場所を分ける。

◎ペットのしつけ

飼い主と離れて生活できない、ケージの中で生活できない等しつけができていないペットは飼育場所を分ける（このような動物は鳴き続けたり、暴れたりする可能性があり、避難者や他のペットの迷惑になります）。

⇒ 日ごろからのしつけが大切です！

(5) 飼育管理のルール作り

自主管理組織を中心に、飼育管理のルールを作成し、飼い主に周知をしましょう。

ルール作成時は、次の点を考慮して「飼育ルール作成シート」(様式4)及び「ペット飼育管理当番表」(様式5)を作成し、次のことを実施してください。

◎共同生活

- ・避難所は人優先であることを守り、ペットを飼っていない避難者に動物への理解をしてもらえるよう努力しましょう。
- ・ペットは指定された場所で飼育しましょう。
- ・犬猫は定期的に運動させましょう。その際は必ずリードをつけ、ペットを放すことは絶対に止めましょう。(散歩の方法、時間帯、コース等を決めておきましょう。)
- ・ペットによる苦情、危害防止に努めましょう。

◎避難所内の衛生

- ・飼育場所は清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
- ・ペットの排泄は決められた場所でさせ、後始末は必ず行いましょう。
- ・食べ残した餌は、すぐに捨てましょう。
- ・避難所内にノラ猫を集めないよう、餌をやる行為は止めましょう。
- ・ペットの抜け毛対策に努めましょう。
- ・ペットの世話をしたら、必ず手洗いと消毒を行いましょう。
- ・ペット飼育場所が室内の場合は、1日1回換気しましょう。

◎動物の健康管理

- ・ペットの体調に注意し、ストレスを軽くする工夫をしましょう。

(6) 情報の掲示

避難所でのペットの飼育状況について、ペットの飼い主だけでなく、避難者全員に情報提供を行いましょう。トラブル防止のため、動物に安易に近づいたり触れたりすることのないよう、ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しましょう。また、ペットの失踪や飼い主不明動物の保護情報等についても、「ペットの失踪・保護・死亡情報票」(様式6)により町へ情報提供しましょう。

(7) 活動用資材

ペットの救援物資が届いた時は、それを活用することはできますが、原則として、飼い主がケージや餌などの必要な資材を持参してください。また、飼い主不明動物も、避難所に連れてきた方がケージや餌などの必要な資材を用意してください。

飼い主不明動物の餌などについては、連れてきた方が用意できないケースもありますが、避難してきている方の中には、ペットに備蓄品を使用することを快く思わない方もいる場合も考えられるため、町による備蓄の提供は難しいです。必要な物は、自身の責任で用意してください。

(8) 死亡した避難動物

避難所内でペットが死亡した時は、飼い主は「ペットの失踪・保護・死亡情報票」(様式6)」により町へ情報提供するとともに、適正に遺体进行处理しましょう。なお、町有施設の真鶴聖苑でのペットの火葬はできません。

< 遺体の処理方法 (一例) >

○基本的な処理方法

- ・ 自宅などの私有地内に埋葬

ペットを埋葬するときは、私有地である場合でも、近隣への配慮や注意が必要です。

○その他の処理方法

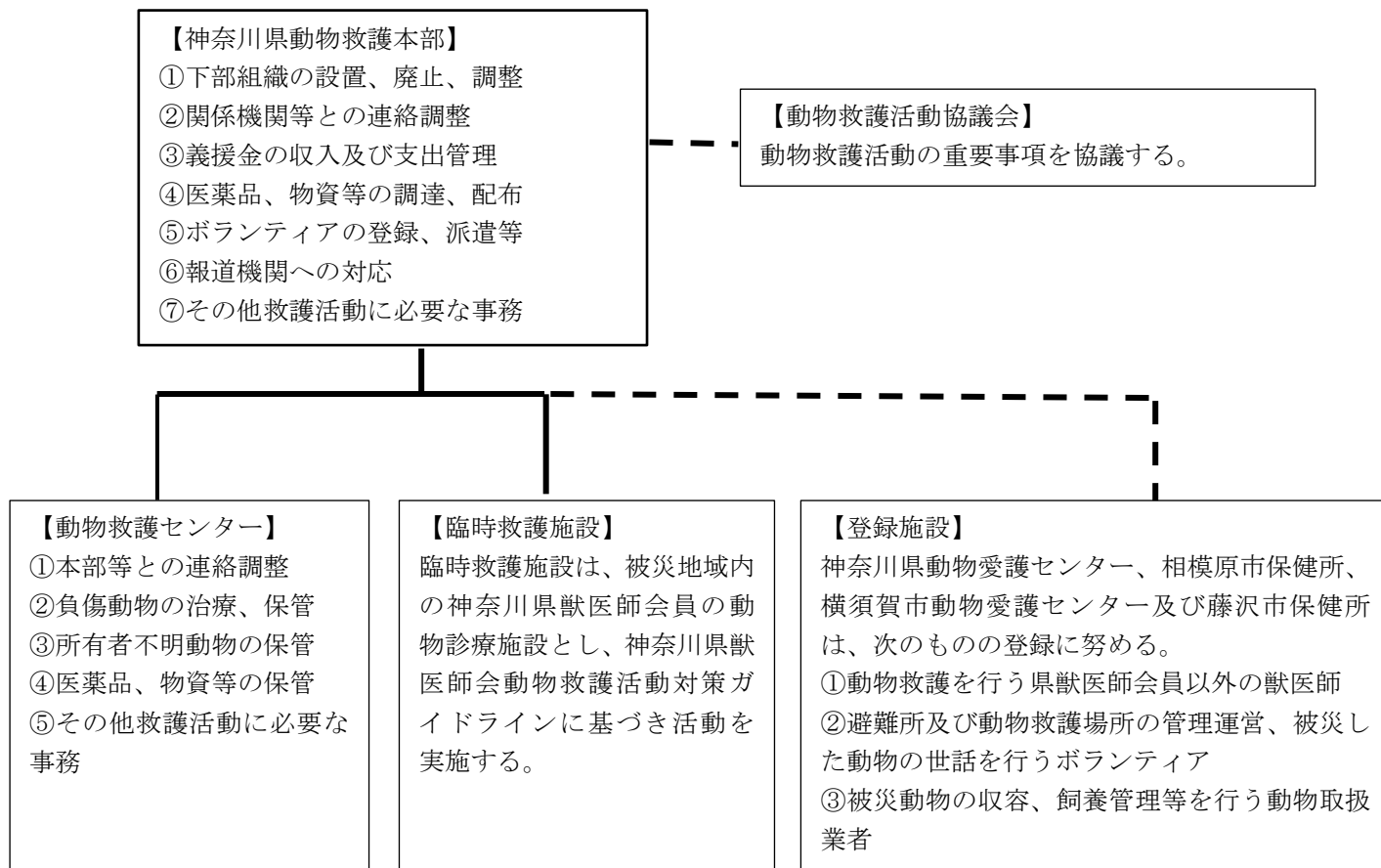
- ・ ペットの葬祭業者による火葬 (業者が営業している場合)
- ・ 湯河原美化センターで、一般廃棄物 (焼骨は残りません) として処理 (施設が稼働している場合)

5 動物救護活動

(1) 神奈川県の実害時動物救護活動

神奈川県の「災害時動物救護活動マニュアル（H27.3 施行）」では、救護活動について災害規模に応じ、次のとおり設置することとしています。

動物救護活動組織体系図



(2) 獣医師会との協定

町では、町内で災害が発生した場合、被災した犬猫その他小動物の収容や治療等の救護活動を図るため、小田原獣医師会と「災害時の動物救護活動に関する協定書」を締結し、次のとおり定めています。

対象とする動物	被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他小動物
活動内容	・対象動物の収容、管理、治療及び死亡の確認 ・被災による所有者不明動物に関する情報提供 ・避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言 ・避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導 ・その他、必要な動物救護活動

連絡先一覧表

*真鶴町畜犬担当

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244-1

TEL 0465-68-1131

*神奈川県動物救護本部（神奈川県動物愛護センター内）

〒259-1205 神奈川県平塚市土屋 401

TEL 0463-58-3411

*小田原保健福祉事務所環境衛生課（神奈川県合同庁舎内）

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪 350-1

TEL 0465-32-8000

*小田原警察署

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪 350-1

TEL 0465-32-0110

*湯河原美化センター

〒259-0312 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 2021-95

TEL 0465-63-3472

*小田原獣医師会

加入している各動物病院（小田原獣医師会会員名簿参照）

小田原獣医師会会員名簿

令和5年6月6日現在

病 院 名	氏 名	住 所	電 話
こうつ動物病院	阿達 辰悟	小田原市国府津2-4-3	0465-44-4141
こころ犬猫病院	安藤 幸典	小田原市久野459-1	0465-32-2322
ほたる動物病院	石川 正樹	小田原市蓮正寺132-7	0465-36-3999
伊藤動物病院	伊藤 功	小田原市中里185-7	0465-47-6455
ドリトル動物病院	井上 京市	小田原市栢山420-4	0465-37-7311
アニイ動物病院	井村 尚康	小田原市中曽根231-3	0465-37-1220
Talk 動物病院	今野 徳也	小田原市高田253-1	0465-41-1919
ミュキ動物病院	清水 敦志	小田原市本町1-10-7	0465-21-3351
おだわら動物病院	杉浦 雄一	小田原市浜町1-10-14	0465-24-8555
クレオ動物病院	杉田 明子	小田原市堀之内16-12	0465-20-5575
なかたに動物病院	中谷 和男	南足柄市怒田2825-8	0465-43-9412
ふるーと動物病院	馬場 貴司	小田原市田島58-3	0465-46-0881
鴨宮動物病院	山崎 なな	小田原市上新田14-6	0465-47-2855
かみせい動物病院	吉田 昌充	足柄上郡開成町吉田島 4352-9-101	0465-55-9302
わたなへ動物病院	渡邊 貴靖	南足柄市和田河原833-2	0465-72-1028

ペット情報台帳

(様式1)

避難所名

※印の欄は、飼い主不明動物のみ記載

受付者名

犬 ・ 猫 ・ その他 () : 品種 ()					
整理番号		受入日	年 月 日	退出日	年 月 日
飼い主持込 ・ 飼い主不明 ・ 疾病負傷 ・ その他 ()					
※保護日時	年 月 日	※保護した場所			
		※保護した時間		午前 ・ 午後 時 分	
氏名		フリガナ			
住所					
連絡先					
動物の名前		動物の年齢	歳 (幼 ・ 若 ・ 壮 ・ 老)		
鑑札番号 ※犬のみ		性別	雄 ・ 雌 去勢済 ・ 避妊済		
注射済番号 ※犬のみ		体格	大 ・ 中 ・ 小		
毛色	薄 ・ ゴマ 茶 ・ 黒 ・ 白	首輪等	有 (色) ・ 無 リード (色) ・ 無		
ワクチン 接種歴	狂犬病予防注射 ・ 混合ワクチン ・ その他 ()				
病歴・投薬名					
性格・特徴等					
マイクロチップ	無 ・ 未確認 ・ 有 (マイクロチップ番号 :)				
備考					
※動物病院に引き継ぐ場合、獣医師に確認し、病院名と動物病院の救護保護台帳No.(神奈川県獣医師会加入病院のみ)を記載する。					
病院名 : 台帳No. - - -					

死亡日時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
備考	

ペット飼育主一覧表（避難所名）（様式2）

整理番号	入所日	退所日	氏名	住所	連絡先	動物の種類	動物の品種	動物の名前	性別	体格	毛色	その他（退去先等）
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		

個別記入票

(様式3)

整理番号:

名前		飼い主名	
種類		性別	
毛色		年齢	
病歴			写真
性格			
特徴	<u>マイクロチップ番号:</u> <u>鑑札番号:</u> ※犬のみ		

整理番号:

名前		飼い主名	
種類		性別	
毛色		年齢	
病歴			写真
性格			
特徴	<u>マイクロチップ番号:</u> <u>鑑札番号:</u> ※犬のみ		

(リーダー名：) 班

【主な作業内容】

1 毎日、必ず行うこと

2 作業上注意すること

3 作業上の問題点

4 用意する物品

(避難所)ペット飼育管理当番表(月分) (様式5)							
日	曜日	給餌班	清掃班	運動班	管理情報班	班	班
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

(様式6)

ペットの失踪・保護・死亡情報票

避難所名

届出日	年 月 日	整理番号	
氏名(フリガナ)			
住所			
連絡先			
行方不明になった日時	年 月 日	午前・午後	時 日
行方不明になった場所			
動物の種類・品種	犬 (鑑札No.) (注射済票No.)		
	猫 ・ その他()		
性別	オス・メス 去勢済・不妊済	毛の色	薄・ゴマ・茶・黒・白
首輪等	有(色)・無 リード(色)・無	年齢	歳
		体格	大 ・ 中 ・ 小
マイクロチップ	無 ・ 未確認 ・ 有(マイクロチップ番号:)		
特徴			
備考			

※写真添付欄

飼い主の方へ

避難所は、動物が嫌いな方や、動物にアレルギーがある方もいます。
人が優先となるため、ルールを守り、周囲に迷惑をかけないようにしましょう。
ペットによるトラブルは、すべて飼い主の責任になります。

- ペットは指定された場所にケージに入れて管理しましょう。ケージに入らない場合は、指定された場所に係留して管理しましょう。
- ペットの飼育・管理は、飼い主同士協力をして行いましょう。
- ペットの排泄は、決められた場所でさせ、後始末をきちんと行いましょう。
- ペットを運動（散歩）等させる時は、必ずリードを着けましょう。おとなしいペットでも絶対に放すことはせずに、リードは短く持つようにしましょう。
- 避難所内でノラ猫に餌を与えるのはやめましょう。飼い主のわからない動物がいたら、必ず避難所責任者に報告しましょう。
- ペットには、名札等を必ず着けましょう。着けられない場合は、ケージ等に名札を着け、ケージから出さないようにしましょう。
- ペットによる苦情や危害防止に努めましょう。
- 飼育場所・施設は、出来る限り清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
- 避難所生活が長引かないよう、親戚や知人等に預かってもらう等、ペットの精神的負担の軽減を考えましょう。
- ペットの世話をしたら、必ず手洗い消毒をしましょう。

避難所 自主管理組織

発行：真鶴町税務町民課（令和２年３月２４日策定）

《住所》神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1

《電話》0465（68）1131